

高宮ロイヤル友の会会則

第1章 総則

第1条(名称) 本会は、高宮ロイヤル友の会(以下「友の会」と称します。

第2条(目的) 当クラブでのプレーを通じて 健全なるゴルフの普及発展とエチケット、マナーの向上に努めるとともに、会員相互の親睦と交流を図って参ります。

第3条(権利) 友の会会員(以下「会員」という)は、リージャスクレストゴルフクラブ(以下「当クラブ」という)の正規会員の権利を有しないことを確認するものとします。

第4条(運営) 友の会の運営は、当クラブ友の会事務局が行います。

第5条(会則の改定) 友の会会則の改訂は、当クラブで定めるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。改訂をもって効力を発生するものとします。

第6条(細則) 友の会会則に定めのない事項については、必要に応じて当クラブがこれを定めるものと致します。

第2章 会員

第1条(入会手続) 友の会の入会に当たりましては、所定の申込手続を行い、当クラブの承認を得た後、会費の払込が完了したことで入会と致します。

※入会に関連した個人情報(厳重に管理しゴルフ場の案内等以外の他の目的には使用しません。

第2条(入会資格)

1. 18歳未満の者は親権者の同意を必要とします。
2. 暴力団員および暴力的不法行為の恐れがある方、当クラブの施設を利用することが好ましくないと判断した方は入会をお断りします。

第3条(会費・利用料金) 会費および利用料金は友の会の定める金額とします。会費は、入会時または継続時に全額を納入していただきます。納入された会費は、理由の如何を問わず精算返金いたしません。

第4条(有効期間) 会員の有効期間は、入会月から1年間と致します。

第5条(継続) 継続を希望される方は、クラブの指定する手続に従って、継続の手続を行い年会費を納入するものと致します。継続手続後の会員期間は、継続基準日より1年間と致します。

第6条(会員資格の譲渡禁止) 会員は、会員資格を第三者に譲渡することはできません。

第7条(資格の喪失) 会員は、次の事由が生じたときは、その会員の資格を失効します。

1. 会員が退会したとき
2. 会員が死亡したとき
3. 会員が除名されたとき
4. 所定の継続手続を行わずに、有効期間が満了したとき

第8条(資格の消滅) 当クラブは 会員に次に該当する行為が生じたときは、会員資格を取消し、または停止することができます

当クラブの利用約款、友の会会則に違反したとき

1. 当クラブまたは友の会の名誉および信用を傷つけ、または秩序を乱したとき

2. その他会員としての品位を損なうと認められる行為および犯罪行為のあったとき

第9条（住所変更等の届け出） 会員が住所、連絡先などの届け出内容を変更した場合は、変更時から1ヶ月以内に友の会事務局にお届けください。

第10条（義務） 会員は、次の義務を負います。

1. 当クラブの約款、友の会会則、エチケット・マナー等を遵守すること
2. 友の会の秩序を乱し、名誉を傷つける行為をしないこと
3. 会員相互の友好を心がけ、他の会員やプレーヤーに迷惑をかける行為をしないこと

制定：2019年9月1日

改定：2020年2月1日